

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------|
| 16 | 美幌町児童福祉法関連事務評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美幌町は、児童福祉に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童福祉法関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、業務処理委託契約に個人情報の保護及び取扱いに関する事項を規定している。

評価実施機関名

美幌町長

公表日

令和5年7月21日

I 関連情報

| | |
|---------------------------------|--|
| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
| ①事務の名称 | 児童福祉法関連事務 |
| ②事務の概要 | ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障がい福祉サービス、障がい児通所給付費及び特例障がい児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障がい児相談支援給付費、高額障がい児通所給付費に関する事務 ・番号法においては、別表第一の規定のとおり、各給付費、医療費支給申請、異動、喪失等の届出と費用徴収に関する事務、保育所に関する事務で個人番号を用いる。 |
| ③システムの名称 | 障害者福祉システム、住民記録システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 障害福祉情報ファイル、住民基本台帳ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項及び別表第一第8項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号及び別表第二 [情報照会] 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」又は「都道府県知事又は市町村長」のうち、第二欄(事務)が「児童福祉法関連事務」に関わる項(10, 11, 12, 13, 16) [情報提供] 別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」又は児童福関連事務に係るものの項のうち、第四欄(特定個人情報)に児童福祉法の規定がありそれが児童福祉関連事務に関する項(9, 12, 15, 16, 56の2) |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 美幌町福祉部社会福祉課民生障がい福祉グループ |
| ②所属長の役職名 | 社会福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 美幌町(総務部総務課) 網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 美幌町(総務部総務課) 網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111 |

II しきい値判断項目

| | | |
|--|-----------------|--|
| 1. 対象人数 | | |
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年7月21日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年7月21日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| |
|--------------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------------------|--|---|------|--------------|
| 平成28年8月1日 | 5-② | 福祉主幹 谷川 明弘 | 福祉主幹 遠藤 明 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | 5-② | 福祉主幹 遠藤 明 | 福祉主幹 | 事後 | 指針の変更による標記変更 |
| 令和1年6月28日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成26年10月31日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 取り扱い者数 いつ時点の計数か | 平成26年10月31日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅳリスク対策 | — | — | 事後 | 指針の変更による項目追加 |
| 令和3年7月9日 | 5-① | 美幌町民生部保健福祉グループ | | 事後 | 機構改革 |
| 令和3年7月9日 | 5-② | 福祉主幹 | | 事後 | 機構改革 |
| 令和3年7月9日 | 7 | 美幌町(総務部総務グループ) 網走郡美幌町 字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111 | 美幌町(総務部総務課) 網走郡美幌町字東2 条北2丁目25番地 0152-73-1111 | 事後 | 機構改革 |
| 令和3年7月9日 | 8 | 美幌町(総務部総務グループ) 網走郡美幌町 字東2条北2丁目25番地 0152-73-1111 | 美幌町(総務部総務課) 網走郡美幌町字東2 条北2丁目25番地 0152-73-1111 | 事後 | 機構改革 |
| 令和3年7月9日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和3年6月30日時点 | 事後 | |
| 令和3年7月9日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 取り扱い者数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和3年6月30日時点 | 事後 | |
| 令和4年7月21日 | 4-② | 番号法第19条第7号及び別表第二 | 番号法第19条第8号及び別表第二 | 事後 | |
| 令和4年7月21日 | Ⅱ-1 いつ時点の計数か | 令和3年6月30日時点 | 令和4年6月30日時点 | 事後 | |
| 令和4年7月21日 | Ⅱ-2 いつ時点の計数か | 令和3年6月30日時点 | 令和4年6月30日時点 | 事後 | |
| 令和5年7月21日 | Ⅱ-1 いつ時点の計数か | 令和4年6月30日時点 | 令和5年7月21日時点 | 事後 | |
| 令和5年7月21日 | Ⅱ-2 いつ時点の計数か | 令和4年6月30日時点 | 令和5年7月21日時点 | 事後 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |